



発行 特定非営利活動法人 児童虐待防止協会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4-15 大阪府社会福祉会館3F tel 06-6762-4858 fax 06-6762-4884 ホームページ <http://www.apca.jp>

社会的養護の子どもたちの居場所をめぐる



児童虐待防止協会理事長
津崎 哲郎

の場合は、戦後から一貫して施設で生活をする仕組みが主流だった。

しかし、児童虐待が社会問題化する中で、今や児童養護施設の約6割が被虐待児といわれ、個別ケアの必要性が意識されるようになった。それを受けて厚生労働省も子どもの受け皿整備の方針を示し、平成23年には「社会的養護の課題と将来像」の中で、施設、グループホーム、里親を3等分にすることを明確化させるとともに、施設の生活単位も小さくし、ユニット化や地域小規模施設などを進めるよう求めてきた。この求めに応じて自治体や施設関係者等が改善の作業に取り組んでいるなか、新たな方向性が、平成29年8月に「新しい社会的養護ビジョン」として厚生労働省により発出され、当該問題にかかわる関係者に戸惑いを生じさせている。

この養育ビジョンでは、子どもの権利保障のためにも家庭養育優先の理念を明確化させ、その理念に基づいて子どもの受け皿を、もとの家庭に戻すか、それができない場合は養子縁組を含む里親家庭を原則とし、施設は例外的な扱いとする方針が示されている。そして、その実現のための年次工程を明示し、3歳未満児については概ね5年以内に、それ以外の幼児については概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学齢児は概ね10年以内に里親委託率50%以上を実現するよう求めている。

さらには、児童相談所の一時保護も原則里親、乳児院についても親子関係の再構築やアセスメントなどの専門機関として、リニューアルするという改革案が示されている。また、里親を大幅に増やす必要があるところ

から、包括的フォスタリング機関を各自治体が整備することを求めている。

新ビジョンに対する一般的な反応は、理念は理解しても果たして実現が可能であるのか、懐疑的見方が主流であるように思える。主にアメリカの制度を取り込んだこのビジョンは、長年児童相談所の実務を経験し、また里子を養育してきた経験を踏まえると、日本においていくつかの制度的課題が解消されていない点が気がかりでもあるので、その点を率直に指摘し新制度が逆機能を起こさないよう注意の喚起を促したい。

1. 親の元へ帰すことが再虐待につながらないか

施設での長期化を防ぐために、短期で親元へ帰すことが原則とされているが、アメリカでは親の改善には司法が絡みその命令で改善の作業が行われ、努力しない親は親権喪失となって子どもが返されることはない。しかし、日本では親が改善の努力をしないことで親権喪失されることは稀で、効果的な改善枠組みが存在しないので、結果として再被害にあうことがしばしば生じている。

2. 親へ返せないケースは養子縁組できるのか

親へ返せないケースは養子に出すことが示されているが、アメリカでは養育が不適當な親は裁判所が親権喪失させる制度とリンクしているから可能になっている。しかし、日本ではそうでないので、実親の反対で養子に出すことはできない実情が存在している。

3. ケースワークで対応できるのか

アメリカと同様の裁判所役割が期待できないので、ケースワークで家庭引き取りや養子縁組を推進するよう求めているが、全国での児童福祉司の平均的勤務年数はせいぜい3~5年程度であるので、熟達したケースワーカーを確保することは難しい。

4. 里親不調により子ども・里親双方の傷つきが増えないか

欧米では、難しい子どもも里親委託され、結果として里親子破綻をきたし、里親間を転々とするドリフト現象が問題になっている。施設以上に傷つきが大きい里親子のトラウマ体験を増加させることにつながらないか。